

## 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八戸学院大学（以下「大学」という。）学則第62条第2項および八戸学院大学短期大学部（以下「短大」という。）学則第40条第2項に基づき、公正な研究の実施および研究上の不正行為の防止を図るため設置する八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務および運営等について、必要な事項を定める。

2 この規程は、社会学的、教育学的、医学的または生物学的研究等の人を直接対象とした研究を行う場合、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。）に準拠し、倫理的配慮を行った研究を実施するために必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 委員会は、大学および短大の教員が行う研究について、社会的・倫理的妥当性を審査することを任務とする。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大学の教員 若干名
- (2) 短大の教員 若干名
- (3) 学外の人文・社会科学および自然科学面の有識者、一般の立場を代表する者 若干名

2 委員は、12名以内とする。

3 委員は、大学学部長・学科長および短大学科長等の推薦に基づき、大学・短大の学長がそれぞれ任命する。

4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長および副委員長を置き、大学学長と短大学長が協議のうえ指名する者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

7 委員会には、前条の任務とは別に八戸学院大学動物実験規程に定めるところによる動物実験担当委員を置くことができる。

### (開催時期等)

第4条 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。

2 委員会は、原則として年2回これを開催する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは臨時に委員会を開催することができる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 委員会の議決は、原則として出席した全委員の合意によるものとする。

6 委員は、自己が関与する研究等の審査には加わることはできない。

### (特別委員)

第5条 委員会が必要と認めるときは、学内外の学識経験者を特別委員として委員会の審議に加えることができる。

2 特別委員は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）の審議を経て議長が委嘱する。

### (会議録)

第6条 委員会を開催したときは、次の各号に基づき会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時および場所

- (2) 出席委員および欠席委員氏名
- (3) 特別委員が出席した場合の特別委員氏名
- (4) 会議の経過および内容
- (5) 会議録記者2名の記名捺印

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務課が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。